

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2023 年 12 月 22 日号 (No.413)

I. 重要法令等の解説

1. 「『民法典』契約総則適用の若干問題に関する解釈」

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：森 規光

II. 注目法令等の紹介

1. 「『上海市ビジネス環境適正化条例』の改正に関する決定」
2. 「『涉外民事関係法律適用法』適用の若干問題に関する解釈（二）」

III. その他の法令等一覧

I. 重要法令等の解説

1. 「『民法典』契約総則適用の若干問題に関する解釈」¹

最高人民法院 2023 年 12 月 4 日公布、2023 年 12 月 5 日施行

執筆担当：李 昕陽、塩崎 耕平、五十嵐 充

2021 年 1 月 1 日における「民法典」²の施行に伴い、既存の「契約法」及び 2 つの「契約法」適用の若干問題に関する解釈（以下「契約法の司法解釈」という。）が同時に廃止された。今般、最高人民法院から、民法典契約総則編の条文の解釈及びその裁判基準の統一等のため、「『民法典』契約総則適用の若干問題に関する解釈」（以下「本解釈」という。）が公布された。

本解釈は、契約編の通則部分の初めての司法解釈として、契約法の司法解釈等を踏まえつつ、「民法典」が修正し又は追加した規定については解釈をより明確にする形で整理したものである。本解釈は、①一般規定、②契約の締結、③契約の効力、④契約の履行、⑤契約の保全、⑥契約の変更及び譲渡、⑦契約上の権利義務の終了、⑧違約責任、⑨附則という 9 部分から構成されている。

本解釈の内容は多岐にわたるが、以下では、「民法典」の制定を受けて従前の司法解釈の内容と実質的に異なる内容となった部分、又は新たに追加された部分を中心に取り上げる。

(1) 契約の締結（予約契約）

「民法典」495 条において、予約契約の定義及び予約契約で約定した契約が締結されない場合の違約責任の負担が規定されている³。本解釈は、予約契約と取引の意向のみを表明する意向書、覚書等を区別することで予約契約成立の認定基準を明らか

¹ 原文「关于适用《中华人民共和国民法典》合同编通则若干问题的解释」

² [本ニュースレターNo.329 \(2020 年 6 月 5 日発行\)](#) をご参照。

³ 「民法典」495 条によれば、「当事者が将来の一定期間内に契約を締結することを約定した購入引受書、購入注文書、注文予約書等は、予約契約を構成し、予約契約で約定した契約締結の義務を当事者の一方が履行しない場合には、相手方は、当該一方に対し、予約契約の違約責任の負担を請求することができる」とされている。

中国最新法令 < 速報 >

にし、また予約契約で約定した契約締結義務の債務不履行の認定基準を明確にした。

本解釈によれば、当事者が、購入引受書、購入注文書、注文予約書等の形式により、①将来一定期間内に契約の締結を約定し、又は将来一定期間内に当該契約の締結を担保するために手付金を支払い、②将来締結する当該契約の主体、目的物等の内容を確定することができる場合、予約契約の成立を認定するが、取引の意向のみを表明し、上記①又は②の条件に合致しない意向書、覚書等の締結は、予約契約の成立を認めないとされている（6条1項、2項）。

また、予約契約の効力発生後に、当事者の一方が予約された契約の締結を拒否する場合、又は予約された契約の締結協議において信義誠実の原則に違反し、予約された契約が締結できなくなった場合、予約契約における契約締結義務の違反と認定され、もう一方の当事者は損失の賠償を請求することができる⁴とされている（7条、8条）。

(2) 契約の効力（契約無効の認定）

「契約法」52条は、契約無効の法定事由として、法律、行政法規の強行規定違反する場合を規定しており、契約法の司法解釈（二）14条は、上記「強行規定」とは効力的強行規定に限定されるものと定めていた⁵。

一方、「民法典」では、上記「契約法」52条の規定は削除され、契約効力の判断は民法典総則における民事法律行為の効力に関する規定（民法典第1編第6章）を適用する旨が規定された⁶。すなわち、「民法典」153条1項によれば、「法律、行政法規の強行規定に違反する民事法律行為は、無効とする。但し、当該強行規定が当該民事法律行為の無効を導かない場合はこの限りでない」とされている。

本解釈は、上記「当該強行規定が当該民事法律行為の無効を導かない場合」を以下のとおり5つ明記しており⁷（16条）、裁判基準を統一することを企図していると考えられる。

| | |
|---|--|
| ① | 当該強行規定が、社会公共秩序を維持することを目的としているが、契約の実際の履行が社会公共秩序に与える影響は著しく軽微であり、契約を無効と認定することが事件の処理結果の公平公正を損なう場合 |
| ② | 当該強行規定が、契約当事者の民事権益の保護を目的とするものではなく、政府の税収、土地払下金等の国家利益又は他の民事主体の合法的な利益を維持することを目的とするものであり、契約の有効性を認定した場合でも、その目的の実現に影響しない場合 |

⁴ 本解釈では、予約された契約締結義務に違反する場合に、当事者が、強制履行の救済方式を主張できるか否かについて明記されていない。この点について、最高人民法院民事第二庭、研究室責任者による記者会見によれば、民事強制執行法は制定しているところであり、現行法においては意思表示について強制執行を行う法律根拠がなく、また、当事者は予約契約を締結した後に、本契約を締結するか否かについての決定権を依然として有していることから、契約自由の原則に基づき、人民法院による判決を当事者の意思表示に代えるべきではないと説明している。

⁵ これまでの実務上、法律、行政法規の強行規定に違反する契約の効力を認定する際に、当該強行規定が効力的強行規定に該当するか否かを検討することが重要であったところ、人民法院の判断基準は統一されていないという問題が存在していた。

⁶ 「民法典」508条によれば、「本編に契約の効力について規定がない場合には、本法第1編第6章の関連規定を適用する」とされている。

⁷ 最高人民法院民事第二庭、研究室責任者による記者会見における説明では、当該責任者により②～⑤の具体例が挙げられた。

中国最新法令 < 速報 >

| | |
|---|---|
| ③ | 当該強行規定が、契約当事者の一方に対してリスクコントロール、内部管理等の強化を目的としているが、相手方当事者に、締結した契約が当該強行規定に違反しているか否かを審査する能力又は義務がなく、かつ当該契約が無効と認定されることで、相手方当事者に不利な結果を負わせることになる場合 |
| ④ | 契約当事者の一方が契約締結時に当該強行規定に違反していたが、契約締結後にその違反を是正する条件を満たしているにもかかわらず、信義誠実の原則に反して是正を行わない場合 |
| ⑤ | 法律、司法解釈に定めるその他の場合 |

なお、「民法典」153条2項では「公序良俗に反する民事法律行為は無効とする」と定めているが、本解釈は、公序良俗に反する民事法律行為の該当事由や判断基準（人民法院は社会主義の核心的価値観を指針とし、当事者の主観的動機と取引の目的、政府部門による監督の強さ、当事者が一定期間内に行った類似取引の頻度、行為の社会的影響などの要素を考慮する。）も明らかにしている（17条）。

(3) 契約の履行（事情変更）

「民法典」533条は事情変更原則⁸について定めているところ、本解釈は「重大な変更」の判断基準を明確にしている。すなわち、契約成立後の政策調整又は市場の需給関係の異常変動等の原因により、契約目的物の価格に当事者が契約締結時に予見することができない、商業リスクに属しない変動が生じ、契約の履行を継続すると当事者の一方にとって明らかに不公平である場合は、契約の基礎条件に「重大な変更」が生じたと認定すべきであるとする。一方で、市場の性質が活発で、長期にわたって価格変動が比較的に大きい大量の商品、及び株券、先物等のリスク投資型金融商品目的物にかかわる契約はこの限りではないとされている（32条1項）。

また、当事者間で事情変更原則の適用排除を約定した場合、当該約定は無効であると認定しなければならないとされている（32条4項）。

(4) 契約の保全（債権者の代位権及び取消権）**① 債権者代位権**

「民法典」535条は債権者代位⁹について定めているところ、本解釈は、債権者代位権の行使条件を明確にしている。すなわち、債務者が、期限の到来した自らの債務を履行せず、かつ第三債務者に対して自己の有する債権又は当該債権と関わりのある従たる権利を訴訟の方式又は仲裁の方式によって主張しないことで債権者の期限の到来した債権が実現できない結果を生じさせた場合、「民法典」535条における「債

⁸ 「民法典」533条によれば、「契約が成立した後、契約の基礎条件に、当事者が契約締結時に予見することができない、商業リスクに属しない重大な変更が発生し、契約の履行を継続すると当事者の一方にとって明らかに不公平である場合には、不利な影響を受ける当事者は、相手方と改めて協議することができ、合理的な期間内に協議が調わないときは、当事者は、人民法院又は仲裁機関に契約の変更又は解除を請求することができる」とされている。

⁹ 「民法典」535条によれば、「債務者が自己の債権又は当該債権と関わりのある従たる権利の行使を怠ったことにより、債権者の期限到来済の債権の実現に影響が及ぶ場合には、債権者は、人民法院に対し、相手方（債務者）に対する債務者（第三債務者）の権利を自己の名義により代位行使することを請求することができる」とされている。

中国最新法令 < 速報 >

務者が自己の債権又は当該債権と関わりのある従たる権利の行使を怠ったことにより、債権者の期限到来済の債権の実現に影響が及ぶ場合」に該当し、債権者は、人民法院に対し、相手方に対する債務者の権利を自己の名義により代位行使することを請求することができる¹⁰（33条）。

代位訴訟は、被告の住所地の人民法院が管轄し、原則として債務者と第三債務者の間の管轄合意又は仲裁合意の制約を受けないことが明確にされている（35条、36条）。

また、2名以上の債権者（以下「関連債権者」という。）が、同一の第三債務者を被告として代位訴訟を提起する場合、被代位権利が関連債権者に対する債務の弁済に不足する場合、法律に別段の定めがある場合を除き、関連債権者が保有する債権の比率に基づいて各債権者に対する弁済額を確定するとされている（37条2項）。

②債権者取消権

「民法典」539条は債権者取消権¹¹について定めているところ、本解釈は「明らかに不合理な低価格」及び「明らかに不合理な高価格」の判断基準について明確にしている。すなわち、取引時の取引地における指導価格又は市場取引価格の70%未満を「明らかに不合理な低価格」、30%超を「明らかに不合理な高価格」と判断する基準¹²としつつ、債務者と取引相手方の間に親族関係、関連する関係が存在する場合には当該判断基準は適用されないことが追加されている（42条）。

さらに、債務者が明らかに不当な価格で行ったバーター取引、代物弁済、財産の賃貸又は賃借、知的財産権使用許諾等も取消権の行使対象に組み入れられた（43条）。

(5) 契約の変更及び譲渡（債権譲渡及び債務引受）

①債権譲渡

本解釈は、債権譲渡の通知の効力¹³及び関連法的効果について解説を加え（48条）、同一債権が2名以上の譲受者に譲渡された場合の債務履行規則も明確にした（50条）。その主な内容は下表のとおりである。

| 事項 | 法的効果 |
|----------------------------------|------------------------------|
| 債務者が、債権譲渡通知を受ける前に債権譲渡人に債務を履行した場合 | 債権譲受人は債務者に対して債務履行を請求できない |
| 債務者が、債権譲渡通知を受けた後に債権譲渡人に債務を履行した場合 | 債権譲受人は債務者に対して債務履行を請求することができる |

¹⁰ 契約法の司法解釈（一）では、債務者の債権について、金銭給付を内容とする期限の到来した債権に限定されていたが、本解釈は、そのように限定していない。また、「民法典」535条の規定に基づき、当該債権と関わりのある従たる権利も追加した。

¹¹ 「民法典」539条によれば、「債務者が明らかに不合理な低価格で財産を譲渡し、明らかに不合理な高価格で他人の財産を譲り受け、又は他人の債務のために担保を提供し、債権者の債権の実現に影響が及ぶ場合において、債務者の相手方が当該状況を知り、又は知ることができたときは、債権者は、人民法院に債務者の行為の取消を請求することができる」とされている。

¹² 当該基準は契約法の司法解釈（二）19条2項と同じ基準であることから、本解釈は、上記判断基準について民法典施行前の解釈を維持することを確認したものと見える。

¹³ 「民法典」546条によれば、「債権者が債権を譲渡するにあたり、債務者に通知しなかった場合には、当該譲渡は、債務者に対して効力を生じない」とされている。

中国最新法令 < 速報 >

| | | |
|-----------------------|--|---|
| 同一債権が2名以上の譲受人に譲渡された場合 | 債務者が、最初に通知された譲受人 ¹⁴ に対して債務を履行した場合 | 他の債権譲受人は債務者に対して、債務履行を請求できない |
| | 債務者が、最初に通知された譲受人ではないこと(劣後譲受人であること)を明らかに知りながら、当該劣後譲受人に債務を履行した場合 | 最初に通知された譲受人は債務者に対して債務履行を請求、又は債権譲渡人に対して違約責任を請求することができる。 最初に通知された譲受人は、債務の履行を受領した譲受人(劣後譲受人)に対して財産の返還を請求することはできない。但し、履行を受領した譲受人(劣後譲受人)が、その譲受前に当該債権がすでにその他の譲受人に譲渡されたことを明らかに知っている場合はその限りではない ¹⁵ 。 |

②債務引受

「民法典」552条は債務引受制度¹⁶を定めているところ、本解釈は、引受人の債務者に対する求償権に明らかにしている。すなわち、引受人と債務者との間で求償権を約定していない場合、引受人は不当利得等の規定に基づき、履行した債務の範囲内で債務者に対して求償することができる規定されている(51条)。

(6) 違約責任

本解釈は、違約責任の損害賠償金の計算規則も整備している。「民法典」584条では、違約責任の損失の賠償額は、違約によりもたらされた損失に相当するものでなければならない、契約が履行された場合に得られるべきであった利益を含むが、違約当事者が契約締結時に違約によりもたらされるおそれがあると予見し、又は予見すべき損失を超えることができないと規定されている。上記「契約が履行された場合に得られるべきであった利益」の計算方法について、本解釈は、利益法、代替取引法、市場価格法を規定している(60条)。また、非違約当事者が、違約によって生じたその他の損害(非違約当事者が第三者に対して違約責任を負うために支出すべき定額外費用等)を主張し、違約当事者に当該損害の賠償を求める場合、当該損害を違約当事者が契約締結時に予見し、又は予見すべきものと認められる場合、人民法院はその請求を支持しなければならないとされている(63条2項)。

加えて、本解釈は、「違約当事者が契約締結時に違約によりもたらされるおそれがあると予見し、又は予見すべき損失」を認定する際の考慮要素(当事者が契約を締結した目的に従い、契約の目的物、契約の内容、取引の種類、取引の習慣、交渉の過程等を考慮する。)、及び損失賠償額から非違約当事者が適切な措置を講じないことによりもたらされた拡大損失等の控除についても規定している(63条1項、2項)。

(全69条)

¹⁴ 最初に債務者に到達した譲渡通知書に記載されている譲受人を指す(本解釈50条2項)。

¹⁵ 本解釈50条1項

¹⁶ 中国語：債務加入。「民法典」552条によれば、「第三者が債務者と債務引受を約定して債権者に通知した場合、又は第三者が債権者に債務引受を望む旨を表示し、債権者が合理的な期間内に明確に拒絶しない場合は、債権者は、第三者に対し、当該第三者が引受を望む債務の範囲内で債務者と連帯債務を負担することを請求することができる」とされている。

中国最新法令 < 速報 >

II. 注目法令等の紹介

1. 「『上海市ビジネス環境適正化条例』の改正に関する決定」¹⁷

上海市人民代表大会常務委員会、2023年11月23日公布、2023年12月1日施行

執筆担当：崔 俊、水本 真矢

上海市人民代表大会常務委員会は、2023年11月23日、上海市のビジネス環境をさらに最適化するため、2020年4月10日施行の「上海市ビジネス環境適正化条例」¹⁸を改正する、「『上海市ビジネス環境適正化条例』の改正に関する決定」（以下「本条例」という。）を公布した。既存の条例からの主な変更点は以下のとおりである。なお、本決定で定められた内容は内資・外資を問わず対象となる。

本条例は、企業等が環境、社会、ガバナンス等の持続可能な発展を支持し、中小株主の合法権益を保護することを明確にしている（1条、3条）。また、企業の知的財産権に関する海外の緊急援助メカニズムを確立し、商業秘密の保護体系を構築する内容を定めている（6条）。さらに、金融機関について、誠実な経営を行う中小企業に対して無担保の信用融資を提供することを奨励し、融資の連携と審査・承認の効率を向上させることを明確にしている（20条）。

なお、本条例は、渉外商事紛争の調停、仲裁、訴訟の多様な解決手段につきワンストップ業務体制を確立し、当事者に対して多様で便利かつ効率的な紛争解決サービスを提供するとされている（29条）。

（全 37 条）

2. 「『涉外民事関係法律適用法』適用の若干問題に関する解釈（二）」¹⁹

最高人民法院 2023年11月30日公布 2024年1月1日施行

執筆担当：張 超、青山 慎一

裁判実務における外国法の調査において従来から存在していた問題である、不明確な調査主体、限定された調査方法、認定基準の不統一等の解決を図るため、本解釈は主に以下の規定を設けた。

本解釈は、外国法の調査主体について、当事者が外国法の適用を選択する場合は、当該当事者が外国法を提供しなければならない、当事者が外国法の適用を選択するものではない場合は、裁判所が外国法を調査しなければならないと規定した（1条）。

外国法の調査方法は、当事者による提供、国際司法共助、外交ルート、法律調査協力

¹⁷ 原文「上海市人民代表大会常務委員会关于修改〈上海市优化营商环境条例〉的决定」

¹⁸ [本ニュースレターNo.327（2020年5月15日発行）](#)をご参照。

¹⁹ 原文「最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉若干问题的解释（二）」

中国最新法令〈速報〉

体制²⁰、国際商事専門家委員会、法律調査サービス機構/法律専門家等が規定された(2条)。

外国法に関する資料提出の範囲について、当事者が資料を提出する場合は、外国法の具体的規定、同規定の取得方法、施行状況、事件との関連性等の説明、判例法の場合は判例の全文を提出すべき旨を規定した。また、法律調査サービス機構/法律専門家が資料を提出する場合は、法律調査サービス機構の資格証明、法律専門家の身元・資格経歴証明及び利害関係がない旨の声明を提出すべき旨を規定した(3条、4条)。

外国法の認定基準について、外国法の内容及び適用につき当事者間に異議がなければ裁判所はかかる当事者間に異議のない外国法の内容及び適用を認定することができる。これらにつき、当事者間に異議があつて、補充調査を経ても当事者間の異議が解消されない場合は、裁判所が審査し認定しなければならない(8条)。

(全 13 条)

Ⅲ. その他の法令等一覧

2023年11月28日から2023年12月5日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである(上記にて取り扱った法令等を除く。)

1. 「食品・薬品懲罰的賠償紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(意見募集稿)」
(原文:最高人民法院关于审理食品药品惩罚性赔偿纠纷案件适用法律若干问题的解释(征求意见稿))
(最高人民法院、2023年11月30日公布、意見募集期限 2023年12月13日)
2. 「税関行政不服審査規則(意見募集稿)」
(原文:中华人民共和国海关行政复议办法(征求意见稿))
(税関総署、2023年11月22日公布、意見募集期限 2023年12月22日)
3. 「銀行業金融機構国別リスク管理規則」
(原文:银行业金融机构国别风险管理办法)
(国家金融監督管理総局、2023年11月24日公布、2023年11月24日施行)
4. 「インフラ及び公共事業特別許可経営管理規則(改正意見募集稿)」
(原文:基础设施和公用事业特许经营管理办法(修订征求意见稿))
(国家發展改革委員会、2023年11月28日公布、意見募集期限 2023年12月28日)
5. 「行政不服審査普通手続意見聴取規則(意見募集稿)」、「行政不服審査普通手続聴聞規則(意見募集稿)」
(原文:行政复议普通程序听取意见办法(征求意见稿)、行政复议普通程序听证办法(征求意见稿))
(司法部、2023年11月21日公布、意見募集期限 2023年11月30日)

²⁰ 最高人民法院と外国の最高裁判所より構築した法律調査協力体制(例えば、シンガポールの最高裁判所と締結した「法律調査問題の協力に関する覚書」)を指している。

中国最新法令 < 速報 >

6. 「商標行政執行証拠標準規定(意見募集稿)」
(原文: 商標行政执法证据标准规定 (征求意见稿))
(国家知的財産権局、2023年12月1日公布、意見募集期限2024年1月1日)
7. 「特殊医学用途調合食品登録管理規則」
(原文: 特殊医学用途配方食品注册管理办法)
(国家金融監督管理総局、2023年11月28日公布、2024年1月1日施行)
8. 「高齢者福祉機構重大事故潜在的危険性判定標準」
(原文: 养老机构重大事故隐患判定标准)
(国家金融監督管理総局、2023年11月27日公布、同日施行)

セミナー

- セミナー 『中国スパイ防止法の概要と日本企業が留意すべきポイント』
開催日時 2024年1月19日(金) 13:00~16:30
講師 康 石
主催 株式会社情報機構

NEWS

- 日本経済新聞社による2023年「企業法務税務・弁護士調査」において高い評価を得ました
日本経済新聞社による「企業法務税務・弁護士調査」の「2023年に活躍した弁護士」ランキングにおいて、当事務所の弁護士が以下のとおり選ばれました。
さらに、同調査の「頼りがいがある法律事務所」ランキングにおいて、当事務所は、「弁護士の知識や実務経験が豊富」(31社)、「幅広い分野に対応できる」(17社)などの項目で高い評価を受け、2位に選ばれました。

「2023年に活躍した弁護士」ランキング

・企業法務全般(会社法)

石綿 学 弁護士(企業6位、総合5位)
澤口 実 弁護士(企業9位、総合6位)
渡辺 邦広 弁護士(企業11位、総合9位)
石井 裕介 弁護士(企業14位)
太子堂 厚子 弁護士(企業14位)

・M&A・企業再編

石綿 学 弁護士(企業4位、総合2位)
鈴木 克昌 弁護士(企業9位、総合18位)
内田 修平 弁護士(総合12位)
関口 健一 弁護士(総合12位)

中国最新法令 < 速報 >

・危機管理・不正調査

山内 洋嗣 弁護士（企業 7 位、総合 2 位）

梅津 英明 弁護士（企業 13 位）

林 眞琴 弁護士（総合 5 位）

藤津 康彦 弁護士（総合 10 位）

・ビジネスと人権

梅津 英明 弁護士（企業 1 位、総合 1 位）

藤津 康彦 弁護士（企業 10 位、総合 17 位）

林 眞琴 弁護士（総合 13 位）

・中国法務

江口 拓哉 弁護士（企業 3 位、総合 3 位）

石本 茂彦 弁護士（企業 6 位、総合 4 位）

康 石 弁護士（企業 8 位、総合 9 位）

森 規光 弁護士（企業 14 位）

小野寺 良文 弁護士（総合 20 位）

「頼りがいがある法律事務所」ランキング

森・濱田松本法律事務所 2 位

➤ MHM マイページ内より次世代型リサーチ AI 機能 「Watson & Holmes」をご利用いただけるようになりました

日当事務所では、セミナー、ニュースレター、著書・論文、官公庁からの公表事項等に関する情報を一元的に収集・閲覧できるポータルサイトとして、「MHM マイページ」を開設しております。

この度、MHM マイページのコンテンツとして、MHM と協業を行っている Legalscape 社が提供する次世代型リサーチ AI 機能 「Watson & Holmes」のオープンβ版を 1 週間無料でご利用いただけるようになりました。

新機能を実際に体験いただくため、「Watson & Holmes」の利用を通じて、2,000 冊以上の書籍、官公庁のガイドライン・パブリックコメント等を、1 週間無制限で検索・閲覧していただくことができます。

引き続き「Legalscape -簡易版-」のご利用も可能です。分野毎に整理されたニュースや官公庁のガイドライン・パブリックコメント等を検索・閲覧していただくことができます。

ご利用についての詳細は[こちら](#)をご覧ください。皆様のご利用をお待ちしております。

中国最新法令 < 速報 >

今後とも、Firm of Choice（選ばれる事務所）を目指して、クライアントの皆様にご満足いただけるようサービスの向上に努めて参ります。

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、
木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、
福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真
吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com